

総行住第 64 号
令和 7 年 4 月 23 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の
一部改正等について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく届出・申請等において、住民が窓口に備え付けたタブレット端末等を利用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことについては、「対面で届出者等の本人確認を行った上で、窓口を設置された電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法により代替できることを明確化する。」とされました。

これを踏まえ、戸籍の附票の写しの交付の請求・申出についても窓口に備え付けたタブレット端末等を利用して行うことを可能とするため、本日、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省・法務省令第 1 号）が公布され、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）が改正されました。

貴職におかれては内容を承知の上、各都道府県知事におかれては、域内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

本日公布された省令による改正事項は、以下のとおりです。

1 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令関係

戸籍の附票の写し等の交付の請求・申出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 6 条、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関

する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号。以下「デジタル行政推進法総務省令」という。）第 4 条及び戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令第 11 条の規定に基づき、対面で請求・申出を行う者の本人確認を行うときは、当該請求・申出に当たり電子署名を行うことを不要とし、窓口に備え付けたタブレット端末等を使用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことを可能としたこと。

2 施行期日

この省令は、公布の日（令和 7 年 4 月 23 日）から施行するものとする。

第 2 補足事項

本日公布された省令による改正事項に加え、戸籍の附票の写し等の交付の請求・申出（窓口に備え付けられたタブレット端末等を使用して行った場合を含む。）については、デジタル行政推進法第 9 条第 1 項及びデジタル行政推進法総務省令第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該請求・申出に係る書類を電子的に保存することが可能ですので、併せて周知いたします。